

## 第29回独立行政法人評価委員会林野分科会

## 第29回独立行政法人評価委員会林野分科会

日時：平成19年7月23日（月）

会場：飯野ビル8階飯野第一会議室

時間：14:02～17:19

### 議 事 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. 議 事

(1) 独立行政法人林木育種センターの平成18年度業務の実績に関する評価について

(2) 独立行政法人森林総合研究所の平成18年度業務の実績に関する評価について

(3) 独立行政法人緑資源機構の平成18年度業務の実績に関する評価について

(4) その他

#### 3. 閉 会

午後 2時02分 開会

○太田分科会長 それでは、予定時間がまいりましたので、ただいまから第29回独立行政法人評価委員会林野分科会を開催いたします。

7月10日付で林野庁研究・保全課長に異動がありました。渋谷研究・保全課長をご紹介します。

○渋谷研究・保全課長 渋谷でございます。よろしくお願いいたします。

○太田分科会長 ありがとうございます。

まず、会議の成立についてでございますが、現在のところ、評価委員6名のうち6名、専門委員6名のうち6名と全員が出席されておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会例第6条第3項により本日の分科会は成立いたしております。

続きまして、本日の進め方等につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 本日の会議の進め方につきましてご説明いたします。

資料といたしましては、議事次第等でございます。

資料の中にある時間割に沿いまして審議を進めていただければと思います。

また、資料につきましては、大変たくさんございますが、資料一覧の方に記載しております。欠落がございましたら、会議の途中でも結構でございますので、お申し出いただければと思います。

なお、各法人から出てきております資料1、2につきましては、本日は特別なご説明はさせていただきますませんが、評価の参考にしていただければと思います。

また、参考資料4-4につきましては、先般7月11日に総務省の政独委において、独法の中期目標期間終了時の見直しと業務実績評価に関する本年度以降の当面の取り組み方針が取りまとめられたものでございます。

また、本方針に対応したそれぞれの法人の取りまとめをそれぞれ参考資料として、平成18年度業務の実績に関する追加資料という形でつけさせていただいております。

なお、先般お送りさせていただきました資料から若干記載内容が変わっているものがあることを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

資料がたくさんありますけれども、参考資料4-4、資料1-4とか2-4等追加資料が新しい資料ということでございます。

それでは、議事に入ります。

本日は、所管3法人の平成18年度業務の実績に関する評価について法人からの説明を受け、審議を行うこととなります。法人の理事長から、実績、総括等の説明をいただき、続けて自己評価結果のご説明を伺っていききたいと思います。

林木育種センターは、本年4月、森林総合研究所と統合されているところですが、今回は、平成18年度の評価ということでございますので、従来の林木育種センター分について扱うこととなります。

それでは、林木育種センターからご説明をお願いいたします。

○鈴木森林総合研究所理事長 森林総合研究所理事長の鈴木でございます。

本日は、独法評価委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

これから、平成18年度の業務実績についてご報告いたしますが、ただいま分科会長からご説明ありましたように、4月1日付で林木育種センターと森林総合研究所が統合してございますので、担当理事から説明いたします。

○田野岡森林総合研究所理事 森林総合研究所、育種事業・森林バイオ担当理事の田野岡でございます。

平成18年度の林木育種センターの事業につきまして、私の方から概略説明を申し上げます。

新しい中期計画の最初の年度でございます平成18年度の業務実績に対する評価といたしまして、当センター内におきまして自己評価を行いました。

これらの結果として、全体評価としましては、中期計画の初年度の事業としては順調に滑り出したのではないかとこのように考えております。

当センターの主要業務である新品種の開発につきましては、今中期計画から新たに取り組んだ課題としましては、育種期間の短縮を目指しまして、遺伝子組換え体の野外試験やスギの雄性不稔遺伝子導入などの研究、マツノザイセンチュウ抵抗性品種のDNAマーカーを利用する研究などがございます。

一方、事業としましては、精英樹やマツノザイセンチュウ抵抗性品種の第二世代への取り組みや、木材利用の面としまして、強度、容積密度、含水率など、利用効率を考慮したものにに取り組んでおります。

個々の実績につきましては、後ほど担当部長から説明いたしますが、私の方からは、我々として努力し、実績が上がったと自己評価したものについて、3点説明させていただきます。

1点目は、評価単位⑥の新品種の開発に必要な技術開発としまして、組換え体の野外栽培

試験に際しましてさまざまな調査を実施するとともに、一般説明会を実施するに当たり、手順など、マニュアルづくりに組織をあげて取り組んだことによりまして、予定を早めまして植栽試験に着手することができました。

2点目は、評価単位⑩の専門分野を活用した社会貢献といたしまして、都道府県に対する講習、指導、海外の林木育種に関する技術指導につきまして、講習会の目標年20回に対しまして28回行ったこと、地域育種等、ネットワークの支援・構築を進めることができたこととございます。

3点目は、評価単位⑫の受託収入等の増加につきまして、業務委託に積極的に応じ、競争的資金の獲得に努めた結果、受託収入等が前年度比大幅に増加し、また、競争的資金の採択件数が増加したことでございます。

その他の評価単位につきましても順調に推移しておりますので、評価シートを使って担当より説明いたします。

○島津森林総合研究所審議役 森林総合研究所審議役の島津でございます。

資料1-1を使いまして、平成18年度の業務実績の内容についてご説明をさせていただきます。

総務関係につきましては私がお説明いたしますし、事業・研究関係は宮田育種部長から説明をさせていただきます。

それでは、資料1-1の1ページ目、評価単位①の業務の効率化でございます。

概要のところは枠でくくっておりますのは、中期計画期間中の計画でございます、2つ内容が書いてございます。

1つは経費削減の関係でございます、一般管理費の3%、それから、業務経費の1%に相当する額を毎年度前年に比べて抑制するというところでございます。

これは、1のところに書いてございまして、表仕立にしております。平成17年度決算額6億8,000万円で、平成18年度決算額は6億8,400万円と若干増えておりますが、これは、本年4月の統合準備に経費がかかっており、その統合準備の1,900万円を除きますと、平成18年度の決算額6億6,400万円と、平成17年度決算額を下回る金額になっているということでございます。

それから、増殖保存園の要員配置の見直しでございます。

これについては2番目に書いてございまして、増殖保存園4カ所全国ございますけれども、このうち山陰増殖保存園につきましては、関西育種場から距離的に見て30キロであり、関西

育種場の職員が必要の都度出張で対応ができるということで、職員の配置を見直し、山陰増殖保存園の管理係を廃止したという状況でございます。

残りの3つの増殖保存園につきましては、育種場からの距離が200キロ以上ということで、職員対応を考えますと、やはり必要最小限の配置が必要であると考えております。

次に、評価単位の2番目、関係機関との連携でございます。

私ども、事業をやっていく場合に関係機関と連携をとって仕事をさせていただいております。

内容的には、4ページ目に関係機関との連携状況が書いてございますが、育種素材の収集、検定林の設定、調査、試験地の設定、調査など、いろいろな関係機関と連携をとって仕事をしているところでございます。

林木遺伝資源連絡会を平成17年度、遺伝資源に関する情報、意見の交換ということで設置しておりますが、これにつきましては、5つの支部で会議を開くことや、メールマガジンを発行するという活動を展開しております。

また、関西育種場につきましては、広島県の帝釈峡地域で希少樹種の保全を推進するための地域ネットワークを立ち上げた状況でございます。

○宮田森林総合研究所育種部長 続きまして、5ページでございます。

③林木の新品種の開発でございます。

1. の新品種の開発数につきましては、目標数45品種に対しまして、花粉の少ないヒノキ16品種、スギ9品種、また、松くい虫対策用のマツノザイセンチュウ抵抗性品種30品種、合計55品種を開発いたしてございます。

なお、これらの開発品種の一部につきましては、既に府県から原種の配布要望がなされており、その配布に向け増殖に着手してございます。

また、5ページの2. 以降でございますが、さまざまな品種の開発に向けました検定等を着実に進めてございます。

続きまして、16ページ、評価単位④林木遺伝資源の収集・保存でございます。

1. の探索・収集につきましては、目標の1,200点に対しまして、18ページの一番下に書いてございますように、1,295点を絶滅に瀕している種や育種素材として利用価値の高いものなどを体系的に収集してございます。

16ページに戻っていただきまして、2. 以降でございますが、遺伝資源の増殖・保存、特性評価や情報管理につきましても着実に進めてございます。

なお、16ページが一番下でございますが、国指定の天然記念物につきまして、記念物ごとに親木と林木育種センターで増殖・保存している後継樹につきまして、写真や特性等を取りまとめ、CD-ROMにしまして公表いたしております。

遺伝資源の配布につきましては、28件、547点を配布し、試験研究用に活用していただいております。

続きまして、22ページ、⑤種苗の生産及び配布でございます。

1. でございますが、精英樹特性表の充実を図るために検定林の調査を行うとともに、都道府県が行う検定林の調査データを含めまして、データベースへの登録を進めてございます。

また、新品種等の普及促進に資するための展示林につきまして、整備する仕組みの検討に着手してございます。

24ページにその素案を掲げてございます。

真ん中の4にございますように、対象としましては、展示林を新設して行うもの、またもう一方は、既存の検定林等を展示林として整備するものと、2つの方法で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、22ページに戻っていただきまして、2. でございます。

種苗の配布につきましては、採種園や採穂園の造成、改良用のために都道府県から配布要望のありました合計383系統、3,991本の苗木や穂木につきまして、配布時期、内容、数量ともすべて要望どおりに生産、配布してございます。

続きまして、30ページ、⑥新品種等の開発及び利用の推進に必要な技術の開発でございます。

まず、2. の雄性不稔スギ、すなわち無花粉スギ品種の「爽春」の組織培養による大量増殖技術の改良でございます。これにつきましては、発根誘導時の光質の影響を調査しまして、赤色光が白色光よりも高い発根率を示すことを明らかにしてございます。

次に、30ページが一番下から31ページにかけてでございますが、地球温暖化防止に資する二酸化炭素の吸収・固定能力の高い品種の開発のための検定手法の開発でございます。

前中期計画期間におきましては、スギについて手法の開発を行っております。

今期につきましては、ヒノキ、カラマツ等につきまして手法を開発することとしております。それらの精英樹クローンの木部の炭素含有率の測定や、検定林におけます容積密度の測定等に着手してございます。

次に、32ページでございます。

9. の材質の優れた品種を効率的に開発するための技術開発、すなわちスギ及びトドマツの材質の早期検定技術の開発でございますが、ヤング率等の幼老相関を検討するため、まず年次の比較的高い30年生や40年生の検定林につきまして、ヤング率を推定する方法のファコップ法、また、含水率を推定する方法の横打撃法による測定に着手してございます。

次に、11. の組換え体の野外栽培試験の評価手法の開発でございます。

遺伝子組換えの高セルロースギンドロ2系統につきまして、生物多様性影響評価を行い、関係大臣に野外栽培試験の実施の申請をいたしました。そして、地元関係者を対象としました一般説明会の実施に当たりまして、手順などのマニュアル作成に組織を挙げて取り組むなどによりまして、平成18年度内に承認を得まして、翌年度の植栽試験開始の予定を早めまして、44ページのとおり、平成18年度に植栽試験に着手してございます。これにつきましては、田野岡理事から話がございましたように、計画以上の取り組みができたということで、この⑥の評価単位につきましては、自己評価をs評定とさせていただきます。

続きまして、46ページ、⑦の林木遺伝資源の収集、分類・同定、保存及び特性評価に必要な技術の開発でございます。

まず、2. のスギ遺伝資源のDNAマーカーによる分類技術の開発につきましては、粉砕器や大量サンプル用遠心分離機を導入しまして、抽出条件を検討した結果、従来の24サンプルから一度に96サンプルについてDNAを抽出できるようにしてございます。多数のサンプルから効率的にDNAを抽出し、分析することが可能となったことから、関東育種基本区のスギ遺伝資源から効率的にDNAを抽出し、分析に着手してございます。

次に、4. の優良遺伝子群を永続的に確保するためのスギ遺伝子保存林の再造成技術の開発についてでございます。

50ページを見ていただきますと、スギの採種源林分、及びその後継林分の遺伝子保存林に調査地を設定いたしまして概況調査をしますとともに、交配実態の解明や遺伝変異の把握のための種子や針葉の採取に着手してございます。

次に、46ページに戻っていただきまして、5. のケヤキの地理的変異及び絶滅危惧種のトガサワラの遺伝変異の解明でございます。ケヤキにつきましては九州の2カ所の林木遺伝資源保存林に、またトガサワラにつきましては、高知県内の1カ所の林木遺伝資源保存林にそれぞれ調査地を設定しまして、立木位置図を作成するとともに、DNA分析用の試料の採取を進めてございます。

続きまして、51ページ、⑧の海外協力のための林木育種技術の開発。

まず、2. の後半でございます。

アカシア属の交配技術の開発につきましては、アカシアアウリカリホルミスを用いました他家受粉と自家受粉による人工交配を行いまして、54ページの上のグラフのとおり、他家受粉では、午後に比べ午前中に交配を行うと受粉の成功率が高いということ、また、自家受粉では、時間帯にかかわらず受粉の成功率が低いということを確認できてございます。

次に、51ページに戻っていただきまして、3. の育種技術協力のための情報の収集等につきましては、情報収集が重要視されてございます中国南部におけるユーカリの育種事情やマレーシアにおけます造林政策の動向、アカシアハイブリッド開発の現状などの現地調査を行ってございます。

また、遺伝資源のナショナリズムが台頭する中で、林木育種に欠かせない国境を越えた遺伝資源のやりとりの国際的環境づくりに関しまして、IUFRO会合などにおいて意見交換を行い、これらの結果を公表してございます。

○島津森林総合研究所審議役 55ページ、評価単位の9番目、成果の広報・普及の推進でございます。

この成果の広報・推進につきましては、評価委員会でもこの重要性を指摘いただいております。これまでいろいろと拡充に努力させていただいております。

その結果は、56ページに平成18年度の広報・普及状況を載せているところでございます。

プレスリリース、技術情報誌の発行、広報誌の発行でございますが、林木育種センターだよりにつきましては特集号を組みまして、開発した品種について紹介させていただいて、部数を増やして、団体を通じて森林所有者もしくは苗木の生産業者まで配付するように努めたところでございます。

次に、57ページ、評価単位の⑩専門分野を活用した社会貢献でございます。

これにつきましては、都道府県などに対する林木育種技術の講習・指導ということでございます。59ページを見ていただきたいと思います。会議、現地巡回指導につきましては、こちらの方からいろいろと話しかけをいたしまして、指導をさせていただいたり、講習会につきましては、講習会を開く前に要望をとって、どのようなテーマをやったらいいかということを検討した上で講習会を開いているところでございます。

57ページに戻っていただきまして、育種技術に関するデータにつきましては、データベースの構築に着手したところでございます。

それから、2番目の海外林木育種に関する技術指導につきましては、中国、ベトナムなど、

26カ国から71名、国内からは海外派遣予定者7名の研修員を受け入れ、行ってございます。

それから、JICAプロジェクトなどへ長期専門家、短期専門家を派遣しているところでございます。

そのほか、インドネシア、ミャンマーとは協定について一定の成果を得ているということでごさいます、これについてはs評価とさせていただいたところでごさいます。

62ページ、評価単位⑩経費の節減にかかる取り組みでごさいます。

1につきましては既にご説明したとおりでごさいます、2について、経費の節減につきまして64ページに載せてございすが、これまでの経費縮減の取り組みを引き続き進めるとともに、さらに事務所の清掃業務などの節減ということで、やれるものから取り組んだというところでごさいます。

65ページ、評価単位⑪受託収入、競争的資金、自己収入にかかる取り組みでごさいます。

受託収入、これらにつきましては、5,300万円ということで、対前年比234%ということでごさいます。

受託収入につきましては、林野庁からの緊急対策事業などがございまして、新規3件を含んで4,700万円、対前年比376%となっております。

それから、競争的資金につきましては、前回、採択率の向上などへ向けて努力をするよというご指摘をいただきましたことを踏まえまして、いろいろと掘り起こしなどに努めたところでごさいます。

応募課題は31課題でごさいます、採択数でいきますと、昨年度の1課題が、今年度につきましては7課題ということで、採択率が23%というふうになっております。

なお、これにかかる収入でごさいます、実際にはタイミングが1年ずれまして、平成19年度以降の金額計上になるということでごさいます。

それから、次の課題でごさいます。67ページ、法人運営における資金の配分状況でごさいます、これにつきましては、センター本所、それから、各育種場ごとに平成18年度の主要な取り組み事項というものを策定した上で、事業の開始年度前に個々にヒアリングをした上で予算を配分をし、年度途中の四半期ごとに執行状況を見て予算の配分を調整して進めたところでごさいます。

71ページ、評価単位⑫施設、設備に関してでごさいます。

平成18年度はセンター本所において無花粉スギ等組織培養施設、九州育種場において研究実験等施設の整備を行っております。

センター本所の無花粉スギ等組織培養施設につきましては、花粉症対策ということで、非常に行政ニーズが高まっている無花粉スギの苗木の供給拡大に対してこの整備によって対応が可能になると考えてございます。

九州育種場については、文面のご指摘もいただきまして修正しているところでございますが、築27年以上経過した古い建物で、施設の配置も個別分散して非効率だということで、建て替えて、効率的な実験が行われるように施設整備が図ったものでございます。

72ページ、職員の人事に関する計画ということで、職員の人事につきましては、平成17年度末に一般職3名の定年退職、これに対して、一般職3名の新規採用を行っております。途中、2名の退職がございましたが、平成18年度末の職員数は2名減となっております。職員の退職・異動にあわせて、後任の補充をするなり、事務を実態に合わせて適切な要員配置をやって事業を進めたということでございます。

研修につきましては、表がついておりますが、部内研修や農林水産省などが行う研修へ参加いたしまして、若手を中心に研修を通じて研鑽を図っているところでございます。

それから、最後になりますが、76ページ、森林総合研究所との統合による事務・事業の一体的実施でございます。

本年4月の両組織の統合に向けて検討を進め、管理部門につきましては、業務の一元化によって効率化を図るということで監査室を廃止したり、会計旅費供給システムにつきましては共通のものを導入するというところで準備を進めたところでございます。

試験研究につきましては、シナジー効果を検討いたしまして、森林バイオ研究センターを設置したということでございます。

以上、平成18年の業務実績の内容でございます。

資料1-2に、契約関係の資料を載せてございますが、これについては平成18年度の契約状況を詳しく資料にしたものでございまして、後ほどまたご覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明をいただきました林木育種センターの自己評価結果について、どなたからでも結構ですので、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。いかがでございましょうか。

○古田専門委員 補足参考資料の説明はないんですか。

○事務局 今回、この会議に際しまして、委員の皆様からいただきましたご意見、ご質問等

につきましては、それぞれコメント整理表の方に整理させていただいたところです。

それにつきまして、幾つか説明の必要なものにつきましては、補足説明資料としてつけさせていただきますところですので。今回ちょっと時間の都合もございまして、それを含めた説明を各法人にお願いしておりますけれども、詳細につきましては、次のワーキングの時にさせていただきますようお願いしております。

○太田分科会長 よろしゅうございますか。特にご質問についてはコメント整理表あるいはその次の補足説明でございましょうか、その辺にございますけれども、ちょっと今日は時間の問題もあって省略のようでございますが、よろしゅうございましょうか。

気のつくところで結構でございますので、ご質問があれば出していただければと思います。

○内山委員 それでは、評価単位の⑥の新品種の開発、利用推進に必要な技術開発というところで、ご説明もお伺いし、文書も拝見させていただいているんですけども、こういったマニュアルづくりに組織内で取り組んだ、それから、予定を早めて植栽試験に着手することができたということでsというような高評価なんですけど、何でこれがaではなくて、法人としてはsと考えられるほど優れた業務実績だったかということをもう少し詳しく教えてくださいませんか。

○田野岡森林総合研究所理事 成果が大きく出たということで評価すべきところなんですけれども、手前勝手といいますか、この遺伝子組換えのものにつきましては、非常に予定以上に早くなったというところだけにポイントを置きました。成果が上がってからsというのが本来なんだろうけれども、少しでも時間を短縮できたというところで自己満足的ですけども、評価したということでございます。

それと、一般説明会をするに当たりまして、我々も初めてでしたものですから、職員を挙げていろいろなものに取り組んだところでございます。警察に相談したり、いろいろと取り組みまして、この一般説明会の準備の段階で、業務の職員全体としての一体感が非常にできたのではないかというようなことがありまして、sというふうになりました。

○内山委員 もとものの植栽試験の日程というのはどのぐらいの工程感でお考えでしたか。

○田野岡森林総合研究所理事 平成18年度は申請をして、いろいろな調査、追加調査その他が求められるであろうということで、早くても平成19年度の植栽かなというふうに予定しておったんですけども、案外早く順調に行けたということでございます。

○太田分科会長 ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか。ほかにございますでしょうか。

○井出委員 評価単位②の関係機関との連携で、再三ご説明いただいているんですが、この林木遺伝資源連絡会というものの性格がよく理解できないんですね。これは林木育種センターの業務としてはどういう枠組みになるのでしょうか。

それから、支部の活動というのは、これは林木育種センターの活動なのでしょうか。林木育種センターの組織ということで理解していいわけですか。そこに参加している人は任意で参加しているわけですね。地域ネットワークというのは、林木育種センターの本来の業務とどういうふうに関わっているのか、これを立ち上げたことが林木育種センターの業務なのかというのがよくわからないので、そこを整理して説明していただきたいんですが。

○太田分科会長 3ページですね。よろしくをお願いします。

○宮田森林総合研究所育種部長 ご説明させていただきます。この連絡会につきましては、平成17年12月に設立してございます。これ自体は、育種センターの組織ではございません。林木遺伝資源の収集・保存・評価・情報管理等々を進めていくためには、より広範な方々と連携をしながら進めていく必要があるだろうと考えてございます。特に、調査・研究にしましても、多くの方々の考えや意見なりをいただきながら、日本の林木遺伝資源の活動を広げていく必要があるだろうと考えてございます。

それから、情報管理にしましても、いろいろな情報をできるだけ広く集めて情報発信をしていく必要があるだろうと考えております。そういうことで当時林木育種センターが音頭をとりまして、林木育種推進地区協議会等の機会を捉えながら関係する方々に働きかけをしてきたというものでございます。

それで、現在のところ、私どもの方が事務局をさせていただいているということで、あと、全体の会長、各支部長は会員の互選となっておりますが、現在のところ、会長は林木育種センターの所長が指名されております。

これを一つのとこにしまして、林木育種センターの遺伝資源の業務もそうですけれども、我が国全体の林木遺伝資源業務の発展をさせていただきたい、そういうふうなことで考えてございます。

○太田分科会長 いかがでしょうか。

○井出委員 余りすっきりしないんですけれども、ここに関係機関との連携なんてあるんですけれども、それはいいんでしょうかということですね。それだったら、もっときちんと業務の項目に上げて評価をすべきじゃないかと思えますけれども、実態は林木育種センターで行っているのであるけれども、あたかも任意の団体のようでもあるし、その辺がすっきりし

ない。この評価というものに、その内容を書いていく書き方として適当なのかという疑問は残りますけれども、ご説明は承知いたしました。

○太田分科会長 例えば平成19年度以降は一つの重要な中の組織になると、こういうことになるんですかね。

○宮田森林総合研究所育種部長 連絡会自体は井出委員がおっしゃられました任意の組織でございます。我々が働きかけて、情報の収集とか発信とかを私どもがお手伝いしながら、また私どもの林木遺伝資源の収集・保全の業務に役立たせていきたい。ほかの機関もそういう情報を受けたり、いろいろな地域の保全に役立てていくとか、お互いに連携をしながらということで、育種センターとか森林総研の組織の一部ということではございません。

○太田分科会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。○古田専門委員 研究の⑨に、広報・普及の推進というのがあるんですけれども、こういうものが一体どういうふうに活用されているのかということについて調査をなさっているのかどうかをまず1点。

それから、もう一つ、研究報告がどれくらい出ているのか。それはどこに指示されているのかという、その2点をお聞きしたいと思います。

○太田分科会長 それでは、よろしくをお願いします。

○島津森林総合研究所審議役 1点目の把握しているのかということでございますけれども、今のところ把握していないので、今後の課題と思っているところです。

研究論文については数量的にどのくらいと申し上げられません。分厚いものに結構載っているという状況でございます。

○古田専門委員 学会誌なんかも併せてです。

○宮田森林総合研究所育種部長 今手持ち資料がございませんけれども、年報に掲げてございまして、論文は、林木育種センターではおおよそ毎年20から30報ぐらいかなと思います。そのほか、機関誌への投稿とか、それはたくさんあります。それも年報に書いてございます。

○太田分科会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

たくさんコメントが出されておまして、回答もいただいておりますけれども、先生方も、全部をすぐに今ここで理解するというわけにはいかないと思いますので、今後また議論を続けていきたいと思っておりますが、特になければ次に行きたいと思っております。

続きまして、森林総合研究所からご説明をお願いいたします。

○鈴木森林総合研究所理事長 それでは、森林総合研究所のご説明を申し上げます。

森林総合研究所全体の動きについて、詳細は後ほど担当理事からご説明いたしますが、平

成18年度は第2期中期計画の初年度に当たります。第2期中期計画の大きな流れは、1つは研究成果の社会還元、それから、開いた森林総合研究所にするという大きな流れが2つございます。その流れは、ある意味でサイエンス フォー サイエンスからサイエンス フォー ソサイエティーを意識するというところでございます。

そこで、私の方からは非常に簡単に特筆すべきことのみご紹介したいと思います。たくさんある資料の中から探し出すのは若干難しいかもしれません。平成18年度の業務の実績に関する評価についての概要版を見ていただいて、ご説明したいと思います。

1枚開きますと、平成18年度具体的指標の自己評価シート総括票というのがございます。

一つは、大項目の第2、国民に対して提供するサービスでございます。

その中で特筆すべきことは何かと申し上げますと、評価単位評定にsというものが3つあってございます。開発研究ア、アスタリスクにアと書いてありますのが開発研究で、アスタリスクのイから始まるものが基礎研究に当たるものです。開発研究の中にアイdというのがございます。安全で快適な住環境の創出に向けた木質資源利用技術の開発、sとございます。このsは、構造用集成材のJAS規格化を確立したということでして、これは非常に大きな課題でございまして、構造用集成材のさまざまなことを規格化して、今年から使えるようになったところです。これは住宅の居住快適性にかかわる大きな課題だというふうに考えて、それを実現したということでsになってございます。

それから、基礎研究の方で、イアa、森林生物の生命現象の解明にsがついてございます。これは、ポプラですとかスギの遺伝子解析で、遺伝子解析は順次行うのでわかるのが当たり前じゃないかというふうにお考えだと思いますけれども、特にスギでは、花粉症アレルゲンを解析して、数十のアレルゲン類似物質を特定できたところです。これも今我が国ではスギ花粉症の問題が大きく取り上げられてございますので、これからの研究展開を非常にスムーズにしたということでsにしてございます。

それから次のカテゴリーで、2の行政機関等との連携、これがsになってございます。これも後ほど説明いたしますが、国家森林資源データベースの構築でございます。これは、我が国の森林資源をオルソごと、いわゆるコンピュータですべてデータベース化して、これを政府の報告書等へさまざまな形で活用するのみならず、これからも大いに活用できるものだというふうに考えてございます。そこで、行政機関との連携ということでsにしてございます。

それから、sではございませんが、第4のその他農林水産省令で定める業務運営に関する

事項等で、そのうちの3番目、環境対策・安全管理の推進がaでございますが、これは、環境報告書2006が第10回環境コミュニケーション大賞の優秀賞を受賞してございます。受賞するのが当たり前と言われてしまえばそうなのですが、非常に高い評価を受けたということで特筆すべきことではなかろうかというふうに思います。

これから詳細をご説明いたしますが、以上が特筆すべきことではないかというふうに考えてございます。

それでは、総務企画分野の亀井理事から説明申し上げます。

○亀井森林総合研究所理事 森林総合研究所の企画総務担当理事の亀井でございます。

概要説明版でご説明させていただきますけれども、本資料は、資料2-1の自己評価シートから作成をいたしましたので、資料2-1の自己評価シートの仕組みの概略を簡潔にご説明させていただきます。

まず、資料2-1の評価シートの表紙の次のページの目次でございます。これは、評価単位の一覧でございます。研究課題であります大項目の第2の(1)アアaからイイbまでのそれぞれにつきましては、中期計画の中項目の下の項目を評価単位としております。それ以外は原則中項目としております。

なお、今申し上げました研究課題のアアaからイイbまで、これにつきましては、外部の専門家の先生方からの評価をいただいた上で自己評価を行っております。

これ以外につきましては、当研究所の自己評価によるものでございます。

項目の例としまして、2ページをお開きください。

シートの記載内容でございますけれども、ここの評価単位は、1効率的・効果的な評価の実施及び活用になってございます。

次の欄に平成18年度の年度計画を記載しております。この場合には、この中に黒い点で4つの具体的項目がございます。それぞれごとに次の欄で実施計画を記載し、隣の3ページの中段以下にこの中項目全体の自己評定を行っております。結果はaでございます。

この中項目の評価を行うに当たりまして、この場合には、今申し上げました4つの具体的な項目、具体的な指標がございますので、4つの項目それぞれの評価を行った上で、加重平均により中項目の評価結果の区分を行っております。

その詳細は参考資料2-3の具体的指標自己評価シートに記載しておりますけれども、説明は省略させていただきます。

以上が評価シートの仕組みでございます。

次に、今、理事長が申しあげました資料の概要説明版で内容をご説明いたします。

なお、概要説明版のうち、研究課題につきましては、石塚理事からご説明を申し上げます。  
まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

これは、自己シートの総括票でございます。具体的指標の評価結果の達成区分の欄の数字  
でございます。これは、年度計画において取るべき措置とした具体的項目である指標の数を  
評価の達成区分ごとに記載しております。

今ご説明の例に挙げました第1の1、効率的・効果的な評価の実施及び活用では、具体的  
に項目が4でございましたので、それぞれその評価は達成ということで区分評価しておりま  
すので、区分欄に4という数字を入れております。

以下同様でございます。

全体を通じまして、評価単位でs区分としましたのは、今、理事長がご説明申し上げたと  
おりでございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

大項目第1、業務運営の効率化についてでございますけれども、経費の抑制につきまして  
は、経費ごとに節減目標を設定するなどしまして、前年度比5.2%の抑制をしております。

1の効率的・効果的な評価につきましては、外部専門家による外部評価を自己評価に反映  
させるなど、効率的・効果的な評価の実施、さらには業務ごとに年度目標を設定した自己点  
検システムによる業務の改善に努めております。

2の研究資源のうち(1)研究資金につきましては、競争的資金についての情報を積極的に  
に研究職員に知らせるなど、応募を支援しており、当初に比べまして応募件数は増加してき  
ております。獲得資金で見ますと、前年度比1.3倍に増加しております。

なお、研究費等の予算につきましては、必要性の精査・評価を行いまして、傾斜配分を行  
っております。

(2)の研究施設につきましては、計画的な更新、改修の実施、また設備等のメンテナン  
スにつきましては31件の外部委託を行いまして、効率化に努めております。

次に、3ページでございます。

(3)組織につきましては、当研究所の強化すべき研究課題を踏まえながら、温暖化対応  
推進拠点を設置するなど、組織の改変を行いました。

また、調査研究の完了に併せまして、試験林の計画的な廃止など、効率的な事務業務が進  
められるようにしております。

(4) 職員の資質向上ですが、新たに8名の方が博士号を取得されております。これは研究職員の66%、累計ですと296名になってございます。

3、研究支援業務の効率化及び充実・高度化につきましては、会計システムの支所サーバーの廃止、あるいは事務手続きの簡素化等、効率化を進めております。

また、研究支援業務について必要な免許、資格取得者の維持・増加を図って、研究支援に資するよう努めております。

4の産学官連携・協力の促進・強化につきましては、研究成果の実用化を目指したメーカーとの共同研究の推進、公立林試との連携では、農林水産省の農林水産研究高度化事業の採択が得られるなど、成果を上げております。

次の4ページの研究課題分野につきましては、石塚理事の方からご説明させていただきます。

○石塚森林総合研究所理事 では、研究担当理事を拝命しております石塚から、この研究所の重要な主要な部分である事業の研究開発についてご説明させていただきます。

その前に、皆様の方からも多少質問がありましたので、研究推進の体制を説明させていただきます。資料2-1の中で、14ページ、評価単位シート、評価単位用の評価シート、試験及び研究並びに調査という中項目の段階でのアアaといいます。アアというのは地球温暖化対策に向けた研究、aというのは、温暖化影響及び二酸化炭素吸収源の評価・活用技術の開発というレベルを重点課題として、基本的な計画を立てております。5年間の中期計画期間の第1年目でしたので、中期計画の進行管理について、多少説明させていただきます。

このアアaというものは、重点課題になりますが、この課題のねらい(中期計画)と書いてあります第1番目のパラグラフは、基本的には中期目標のねらいの部分を書き出しております。

その次に書いてあるのが中期計画本文です。その中で、この中期計画については、それぞれの文章を分割してありまして、例えばこの中期計画の2行目に書いてあります「森林に関わる温室効果ガス及び炭素動態を高精度に計測する手法」について、その下にあります実施結果の1.と書いてありますように重点課題アアaを4つに分割して、進行管理をするという形にしてあります。

このレベルを研究課題群としており、全体で32あります。その下に総計で74個の受託プロジェクト、交付金のプロジェクトで23、それから、研究項目で25という、たくさんものを取りまとめながら研究課題群のレベルで指標シートを作成しまして自己評価を行い進行管理

をいたしております。

その後、今年は何ができたという成果を説明する文章が書いてございます。この成果の主なものにつきましては、お手元にお配りしております研究成果選集というのを毎年私ども作っております。この資料を2枚ほどめくっていただくと、評価単位のシートと同じような構造で成果を一つずつ、それぞれの重点課題を単位に目次やそれぞれの要約を書いて、それぞれのページで説明しております。なお、それぞれの分野、重点課題群につきましては、外部評価委員の評価をいただきながら、先程の自己評価を行って、この資料2-1の評価シートを作っています。

それでは、概要説明版の4ページに戻りたいと思います。

先程見られましたアアaの課題につきましては、基本的にはIPCC関係の温暖化対策、森林の吸収源機能の発揮というような視点から、第2約束期間、すなわち次の約束期間に向けて、これはカーボンフルアカウンティングと言っていますけれども、炭素動態モデルを全体でどうやって進めていくのかということ、それから、温暖化の影響に対する対策技術の開発をねらいとしております。今年度はシベリアのカラマツ林ですとか、温帯広葉樹林ですとか、熱帯林における炭素動態というものの比較解明をするとともに、先ほど理事長から説明しましたように、第1約束期間における我が国の森林吸収を算定する国家森林データベースを開発しました。

さらに、この第2約束期間にかかわってくるような木材炭素蓄積量の変化ということについて、SBSTA23で政府の報告書に我々の成果が採用されました。

次に、温暖化対策の中で、アアbにつきましては、木質バイオマスを活用してマテリアル及びエネルギー利用の研究開発や木質資源の収集や搬出技術の開発を経て、地域利用システムの開発を行う分野です。この分野については、エネルギー化するまでにはまだ時間がかかるところですけれども、生分解性プラスチックを生産する原料となるPDCの収量の向上ですとか、木材糖化液のエタノール発酵、それから、化成品の原料となるレブリン酸を高収率で生産できたというようなことの成果がありました。今後はコストをいかに低減していくかが目標になろうかと思えます。

その次に、森林と木材による安全・安心・快適な生活環境の創出に向けた研究ということで、森林の多面的機能の発揮という分野になります。アイaにつきましては、森林の健全性を維持して、固有の生態系から絶滅危惧種等々に関して多様なレベルで保全の技術の開発と獣害等の生物被害の対策を行っていくという分野ですが、その中では、外来生物に対し

て学童向けの普及啓発用の教材を開発したことと、緑化樹病害ですとか、マツノザイセンチュウ病の制御のためのカミキリ虫の防除手法等を確認するなど、被害対策についての成果がありました。

アイ b につきましては、水土保持機能、国民の期待の極めて高い水資源の確保ということと、自然災害を予防し、普及するための技術開発というものをねらいとしております。長期の水文データの整備と、予備的解析を進めるとともに、地球規模での対応、その一環として、カンボジアのメコン川流域の森林を対象にして、水循環にかかる基礎データセットを整備いたしました。

それから、新潟県の中越地震に伴います再活動型地すべりの地震と降雨による移動特性を明らかにするほか、日本における森林火災の早期発見・通報システムを開発して運用を始めました。

アイ c につきましては、身近で親しみやすい森林空間の活用や、保健休養機能の発揮という分野で、保健・レクリエーション機能の活用技術として森林のセラピーや里山の活用を行ってきました。

森林セラピーに関しては、同名の研究会がございまして、そこを中心にした活動の中で様々な要請があり、林学という分野以外にも、医学や工学分野との連携のもとにプロジェクトを実施しまして、生理、心理それから、物理、化学なども用いて、森林セラピー効果というものを科学的に検証を行うことができました。

それから、景観に配慮した里山整備計画の策定に道筋を示すようなガイドブックをまとめるなど、成果の広報・普及・宣伝等々に努めてまいりました。

アイ d につきましては、安全・快適について、住環境の創出を目的にいたしております。木材を活用して、災害に強く健康で安全な生活を確保するというようなターゲットをもとに、理事長からも説明がありましたように、公立林試、大学、民間との連携のもとにスギ等の地域材を活用して、集成材ラミナとして利用する、安全性の高い住宅部材の開発に成功し、農林規格に今回盛り込まれることができまして、今後、100万立方のレベルの需要拡大に直結するような成果を得られたところです。これは連携した機関との成果ではありますけれども、それが社会的に具体的な需要拡大に結びついたという判断をさせていただきまして、s 評価にさせていただいたところでございます。

その次のアウの分野ですけれども、これは、社会情勢の変化に対応した新たな林業・木材利用に関する研究ということで、まさにここが林業の本番というところでございます。

アウ a につきましては、活力向上に向けた新たな生産技術の開発という分野で、生産力の大幅な向上と担い手確保ということを目的に、今中期計画では、現場密着型の交付金プロジェクトを数多く立てまして、特に強度間伐等々の分野について研究をスタートさせているところでございますが、今年は、いかんせん1年目でございます。しかし、特に今回取り上げて申し上げられるところは、管理放棄林の拡大防止ということにつけて、土地所有権売買の実態を全国規模で明らかにして、講じるべき手法を提案としてまとめたほか、第1期の成果ではございますけれども、概ね2020年に至る森林・林業・木材産業の将来予測という公刊図書を発行いたしまして、行政等への提案という形でお示しをさせていただいております。これについても行政等から非常に大きな反響があります。

そのほか、モウソウチク等の利用ということについて、地上部現存量を簡易に推定する方法を開発しました。新たにわかったことは、針葉樹人工林に劣らない蓄積が放棄されたモクソウチク林にあり、ヘクタール当たり100トンから250トン規模で存在しているということで、新たな知識が得られたというふうに考えております。

アウ b につきましては、川下の分野でございますけれども、消費動向に対応したスギ材林産物の高度利用ということで、新たな木質材料を開発したり、省エネルギーを前提にした加工流通技術を開発しているところでございます。これについても、新たに研究をスタートしている段階でございますが、難燃処理ラミナを積層をすることによって、1時間耐火試験に合格する集成柱というものを開発しまして、この部分については特許を出願したところでございます。

そのほか、乾燥材の流通サブモデルを作成することによって、今後の展開に必要な要素が出来上がったことと、シイタケの原木栽培においてアミノ酸の添加によって、ニオイ成分を制御する技術ができました。

その次、6ページになります。イという分野につきましては、今期初めて、研究開発分野から分離をいたしました基礎研究でございます。我々の状況からいいますと、文科省の科研費の補助金の獲得という機会も増えまして、基礎研究を推進するべきという方向の中で設けられた分野でございます。

新素材開発に向けた森林生物資源の機能解明では、森林生物を活用して、遺伝子の機能ですとか、多様性とか、環境耐性応答などの生命現象を解明するという分野につきまして、ポプラの完全長cDNAというものを大規模収集しまして、推定される全遺伝子の40%に相当する遺伝子の収集を行いました。

それから、先程理事長の説明もありましたが、スギ花粉のアレルゲン解析も行うことができました。なお、この基礎研究の定義に関しては、今期からさらに次期中期計画において、新たな研究開発に向けられるような研究シーズを生む成果が得られる研究としたところでございます。

イア b につきましては、木質新素材開発に結びつく多糖類成分等、細胞壁の多糖類化学がずいぶん進んでいます。今回については、アラビノース残基の新規生合成経路を見つけたところです。極めて基礎的な研究でございますけれども、進展が見られております。

そのほか、この分野で利用に近いのではないかと話もありますけれども、基本的な木材の成分分析において、ホルムアルデヒド等フェノール性化合物の成分分析についても成果が上がっております。

イについては、生態系の構造的機能という分野でございますが、イイ a につきましては物質動態の解明、それから、イイ b につきましては生物群集の動態解明というところでそれぞれ成果が上がっているところです。土壌の分野、酸性雨等の分野、それから、水流失等々の分野、水移動の分野について成果が上がっておりますし、生態系の方については、生物間相互作用についてはアカネズミの有毒タンニンを克服するメカニズム、それから、キイクムシ等のナラ菌の解明等の成果が上がりました。

以上です。

○亀井森林総合研究所理事 それでは、引き続きご説明申し上げます。

下の(2)、情報の収集につきましては、体系的なデータベースとなりますようデータ収集を行いますとともに、ルールを定めて公開を実施しております。

(3) につきましては、ジーンバンク事業として遺伝資源の収集・保存を実施しております。数はここに記載のとおりでございます。

次に、7ページでございます。

2、行政機関等との連携の項については、先ほど、理事長あるいは石塚理事の方からご説明しましたとおり s 評価としております。地球温暖化対策に関しまして、森林吸収量の算定・報告のための手法が政府の報告書に採用され、さらには算定方法は世界で公的に認められているといったことなどを評価しております。

また、国からの緊急要請に応じまして、山地災害の原因究明あるいは指導助言を効果的に実施するなどしております。

3の研究成果の公表及び普及の促進につきましては、個々の活動方針策定、あるいは成果

の利活用の点では、第1期中期計画性成果集の作成、さらには、この成果集のウェブへの掲載、研究成果の事業化につきましては、事業化、あるいは国の基準への反映が行われております。

成果の公表では、原著論文の数につきまして、中期計画の開始時期に比しますと増加しております。18年度においては、目標の1人当たり1.05報となっております。学会等での発表も着実に実施しております、平成18年度はここに記載のとおり1,028件となっております。

また、一番最後ですけれども、出版物であります森林・林業・木材産業の将来予測、これにつきましては、日本図書館協会の選定図書に選択されております。

次に、8ページでございます。

知的所有権につきましては、引き続き特許出願を行っております、18年度につきましては13件の出願を行っております。

4、専門分野を活かしたその他の社会貢献につきましては、民間などからの依頼に応じまして分析鑑定、あるいは講師派遣などを行っております。

標本などにつきましても、依頼に応じて配布を行っております。

国際機関などへの協力では、相手国の要請に応じました職員派遣あるいは海外の機関との共同研究の実施など、連携・協力に引き続き取り組んでおります。実績等につきましては、ここに記載のとおりです。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。

第3、財務内容の改善に関する事項でございますけれども、1の経費節減につきましては、先ほど申し上げましたけれども、業務経費、一般管理費について節減目標を立てながら電話料金の節減など、可能な具体的事項について積極的に取り組んできております。

受託収入、競争的資金につきましても、外部資金への積極的な応募を行っております。

なお、自己収入についてはご指摘をいただきましたので、補足説明資料の方に記載させていただきます。また後ほどご覧いただければと思います。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。

第6、その他省令で定める事項等につきましては、人事に関しては適切な要員管理を行っておりますけれども、期末人員で650名となっております。

任期付き任用の実施に向けての検討につきましては、分野等、実施の目途を立てたところでございますけれども、実施に至りませんので、この点については評価をbとしております。

す。

また、環境対策では、これも理事長からご説明申し上げましたけれども、環境報告書2006を公表し、この報告書は環境コミュニケーション大賞の受賞をしております。優秀賞を受賞しております。

情報公開につきましては、セキュリティ対策を行いながら着実に実施に努めております。

林木育種センターの統合につきましては、先ほど育種センターの方からご説明申し上げたとおりでございます。

以上が概要版の自己評価シートのご説明でございます。

資料2の契約関係資料につきましては、林木育種センターと同様でございます。

なお、付け加えまして、1点ご報告をさせていただきたいと思っております。

前回の分科会におきまして、財務諸表のご説明をさせていただきました。その際、提出させていただきました財務諸表、本体には誤りはございませんけれども、説明に用いました補足説明資料において、当期純利益にかかわる数値の単純記載ミスがありましたので、正誤表を配付させていただいております。ご了承願いたいと思っております。

以上でございます。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました森林総合研究所の自己評価結果について、どなたからでも結構でございますので、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○古田専門委員 中期計画に基づいて研究を進めていくに当たって、年度計画が立てられて、そして実績が出てくるんですけれども、中期計画と年度計画の関係がどういうふうにして決められているのかが読み取れないんですね。

例えば35ページ、この評価単位自己評価シートですけれども、林業の活力向上に向けた新たな生産技術の開発という評価単位があって、そして、課題のねらいとして中期計画があるんですけれども、そこでなされていることが果たして一番大事なことなのか。本当にやるべきことなのか。総研として本当にやるべきことなのかということです。今回は、最初から計画を立てて、計画にのっとって研究を進めていくという前提でスタートしていますのに、読んでいくと何か藪の中に入ってしまったような感じがしてしまうんですね。ですから、具体的にどういうふうに個々の研究者に対して指導がなされているのか、中期計画に沿って研究を進めていくように指導がなされているのか、そのあたり、ちょっと聞かせていただきたい

などと思います。

○太田分科会長 よろしく申し上げます。

○石塚森林総合研究所理事 大変厳しいご指摘ですが、補足説明資料、参考資料2-2で説明させていただきます。

補足説明資料の20ページに例えばアウ a のところでご指摘がありまして、それぞれの分野でこういうふうになっているんですということはそれぞれのところで説明させていただいています。

それからもう一つ、今、古田先生からのご指摘については、申しわけありませんが、参考資料2-3という分厚いものを見ていただけますか。

そのアウ a という分野に関しては、91ページから指標シート、それぞれの分野で何をしたのかというシートがございますが、特に97ページを見ていただきますと、この林業の活性化に向けた新たな生産技術にかかわりまして、先程言いましたように、このアウ a 1、a 2、a 3という研究課題群で、この単位で自己評価を行っており、この中で何をやるのかというところのタイムスケジュールを作っております。

この分野については、98ページを見ていただきますと、これが平成18年度に実施した課題の一覧でございますが、真ん中当たりの予算区分を見ていただきますと、「交付金プロ」というのがあります。この分野は、競争的資金ではちょっと賄えない分野かなというところで、一定程度の予算準備をいたしまして、平成16年度から取り組んでおります。特に平成18年度は交付金プロジェクトを幾つも立ち上げさせていただいています。これは、金額幾らぐらいかということも書いております。こういう方向で、それぞれ必要なところの強化を図っている途中でございますが、成果についてはもうちょっと時間をいただければと思います。

○鈴木森林総合研究所理事長 古田先生のご指摘は、多分最初にこれを見た人はそう思うと思います。それは、98ページをご覧になって頂くとわかるように、予算区分、つまり、とってきたものをどう処理するか。出す出さない、当たる当たらないといろいろなものがあります。だから、当面そこら辺のところをある意味でまとめて自由に書いているという形にならざるを得なくなり、ここが整理できないと、多分非常にわかりやすい形になってこない。トライアルしてもお金が当たらなかったといえ、何らかの形でその研究を推進しなければならないということになるかと思います。ですから、今、石塚理事が言った少し時間をくださいというのは、一年一年ではかなり難しいかなという気がしないでもないというふうに思います。

○古田専門委員 私が伺いたかったことは、中期計画はどこまで個々の研究者に浸透していくのか、そのプロセスの努力をどれだけなされているのか。研究者として幾ら研究をなさって、どれだけ将来的に知恵を育てておられても、それは素晴らしいことだけれども、何もここに載せる必要はない。中期計画に則ったものだけを載せて評価させていただくというものじゃないかなと思いますね。そういう点で、中期計画はどれだけ浸透していくのか、そのための努力はどうかされているのか、そこが一番お聞きしたかったんです。

○鈴木森林総合研究所理事長 そのときに、研究所としてのアクティビティーというのは、中期計画のみならず、その他というのが当然入って、それは研究所としての基盤を強くする、そういうものがあるかと思います。それをどうコミットさせるかというのはこれからの課題だというふうには思います。

○太田分科会長 多分、それは中期計画に載っていないものも重要だということですが、より中期計画に載せるものを絞っていくべきであって、研究者は自分がどこに位置しているのかというのを考えてプロジェクトを応募してお金をとってくるということを多分言われているんじゃないかと思うんです。よりそっちの方向へというお願いだと思います。

○鈴木森林総合研究所理事長 それは、ある意味でボトムアップとトップダウンの関係。中期計画というのは、既にトップダウンで決めたことです。ただ、トップダウンの形のものも日々動いているわけで、研究者はそれぞれ悩みながらトライアルしているんだろうというふうに思います。両方やはり研究所としては進めなきゃいけないかなというふうに思います。

ただ、今、古田先生がおっしゃられた、ここに書いていないことをやる必要がないとも思わないです。

○古田専門委員 やる必要ないとは言っていません。それは大事なんだけど、必ずしもここへ載せる必要がないということです。

○鈴木森林総合研究所理事長 ただ、画期的な結果が出たら載せたらいいと私は思います。

○古田専門委員 中期計画に則ったものを載せるべきであって、載っていないものは、総研としてやるべきじゃないとは思ってはおりません。

○鈴木森林総合研究所理事長 古田先生のご意見は十分今後反映させたいというふうに思います。

○太田分科会長 ありがとうございます。

そこはまた議論あるところでございましょうが、とりあえず古田先生、よろしいでしょうか。

○古田専門委員 結構です。

○太田分科会長 ほかにいかかでしょうか、何でも結構でございますので。

どうぞ。

○竹中委員 今のお話に関係しているのかもしれないんですが、例えば、資料2-1の生物多様性保全に関するテーマのところなんですけれども、23ページの方に学童向けの啓発教材を開発したという成果があるんですけども、これは非常にいいことだと思うんです。けれども、この研究者集団の中に本当に環境教育のプロがいらっしやったのかとか、本当にこれが目的だったのかというような感じがします。成果として出てきて、社会的貢献としては十分あると思うんですが、今までの研究の成果なのかなというのは非常に疑問に思いました。ここに出すよりは後の項目で出していただいた方がよかったかなと思うんですね。今のお話にも関係して、本当に研究としてすごくいい成果というものを出していただきたかったなと思うんですが、質問は、研究者集団として、環境教育、啓蒙活動の分野のところが専門家がいらしたのかということなんです。

○石塚森林総合研究所理事 成果選集の18ページでご説明しているんですが、これについては、プロジェクトの中で、世界自然保護基金ジャパン(WWF J)との共同でやっております。環境教育の専門家ということではないんですが、連携の中で、学校の先生をお願いをして、実際にそういう場でやっている形の成果でございます。

それから、もう一つは、このシートの書き方なんですけれども、専門的にいいもの、光ったものが出せるというように、私どもは今まで何回か、書きたかったんですけども、これは正式な資料の中で、やはり一般の人にわかりやすく書いてほしいとどうしても言われるところがございます、場面場面で基礎研究でいい成果が上がるのところから、世の中にアウトプットになるところまで、場面によって書くようにしております。ですから、内容的には指標シートを読んでいただくつもりで、書くようにしております。

○太田分科会長 よろしいでしょうか。ではとりあえず。ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○田村専門委員 研究成果の公表及び普及というところなんですけれども、公表というのはわかるんですけども、研究成果が本当にどう生かされてどう普及しているかということについてはどういうふうに把握されているんでしょうか。

○石塚森林総合研究所理事 私どものところ、今までの林野庁の仕組みの中、それから、農水省の仕組みの中、研究所の仕組みの中で、大変悩ましいところではあります。今までのと

ころで、もともと普及・広報というのは、自分たちでできる部分のところはもちろんやるんですが、それがどこまで伝わったのかということに関しては、普及組織を間に入れることになります。

例えば、農水省と都道府県との関係の中では、普及を行う組織もありますし、システムもあります。それから、間にNGOだとかNPOですとか、いろいろなさまざまな団体がございまして、直接そこを担っている組織がございまして。

私どものところは、どちらかというところ、そこに情報を提供する、都道府県にもそうですし、そういう組織に情報提供するというのを主眼に置いていまして、実際に利用されたかどうかというのはなかなか掴みにくいと認識しております。私どもの印刷物等々がどれだけ利用されてきて、どれだけ関心を持たれているかということについては、特に第1期の成果がどこまで利用されたのかというようなフォローアップを一、二年の間にやりたいと考えております。今までも2回ほどやっているんですけども、そういうことが今後必要なと考えております。

○太田分科会長 ありがとうございます。どうぞ。

○鈴木森林総合研究所理事長 大切なこと、フォーソサイエティーということになりますと、そこが一番問われることだと思います。だから、研究レベルでいきますと、サイテーションインデックスみたいに調べれば出てくることかなというふうにも思います。

研究所としてやるべきかどうかというところは限られたパワーでどこまでやるか、ある意味でそういうことが状況はウォッチングしてはいるがちゃいけいないんじゃないかというふうには思いますけれども、これもこれからの課題ではないかと思っておりますので、石塚理事がしばらくお待ちくださいと言ったんじゃないかと思っております。

○太田分科会長 ありがとうございます。どうぞ。

○早坂委員 例えばインターネットとか、そういうものでどんどん発信していくということはないでしょうか。私もずっと気になっていたんですけども、例えば、集成材のラミナについての情報とか、森林所有者の売買の実態と影響ということについても取りまとめたということが載っていたんですけども、これはどういった形で本当にみんなに情報が伝わっているんだろうかと思いました。要するに、研究したことが皆さんに伝わらないと、やはりせっかくなのものがもったいないんじゃないかと思っております。だから、是非その部分はこれから先ももっともっと情報を発信いただきたいと思っております。

○鈴木森林総合研究所理事長 おっしゃるとおり、ラミナの研究はJASに登録の規格を確

立したんですから、もうこれはすべてそれで十分であり、規格ができれば、それがこれからどんどん利用されるわけですから、実際に動かされるということです。

○早坂委員 これだけ使ってもらえるんだというような情報も本当は森林総研の中でもあった方が良くないかと思えます。これだけ研究したよというだけではなくて、やはりそれからどのように活用されているかということも踏まえながら、次の研究に結びつけられるのではないかなと思いますので。

○亀井森林総合研究所理事 補足説明資料のところに、先ほど石塚理事もお話されたんですけども、31ページのところの研究成果の公表及び普及の促進という欄をご指摘いただいてここに書いております。

参考資料2-2、31ページのところです。

いわゆる一般への普及というもので、ホームページあるいはメールマガジン等も実際には実行しております。それがどの程度活用されているのかというのは、やはり点検していく必要があるということで、先ほど理事の方からもアンケートの必要性等認識しているということでお答えさせていただいたんですが、後ろに、過去にアンケートを実施したものを参考資料でつけております。こういった形で点検をしながら、今ご指摘いただいたようなことも踏まえながら、可能な限り情報発信できるような仕組みをまた検討していきたいと思っております。

○太田分科会長 どうぞ。

○岡田委員 今日の説明をちょっと超える私の心配なんですけれども、7月11日付の政・独委の文書が今日の資料としても入っておりますね。その中で、要するにブランチを持っている組織については、業務の効率化の観点とともに、全体としてやはりきちっとそれを、例えばセグメントでもいいし、そういうブランチごとのでもいいし、きちっとやはり整理をなささいという文章が入ってきているんですね。私はワーキングが違いますが、31日に恐らく課題になると思うんです。その準備といいますか、整理というのは森林総研としては普段からあるものですか。要するに、各5つの支所ごとの研究成果ないしは研究ごとのある単位というか、セグメントと支所との関係、それぞれのB/Cというのをそれぞれなりにため込んでいるかどうか。これが直接かかわってくるような気がするんですが、これはいかがですか。

○太田分科会長 いかがでしょうか。

○石塚森林総合研究所理事 平成12年度までは、組織の単位に15とか20の研究課題を作っておりました。例えば支所に一つずつ、組織イコール研究のターゲットですということで運営

してまいりました。ただ、そうしますと、やはり自分のところは自分だけやればよいような世界がときどき、起きることがありました。平成13年度からは中期目標、中期計画という研究機関一本の目標ができ上がりましたので、分野によっては、いろいろな本支所の有力な人間を集めてプロジェクト形式で実行するべしということで、組織と中期計画の実施とは必ずしも一致しない運営をとってまいりました。そのおかげで、セグメントのとり方も極めて難しくなって、かえって地域ということの仕分けができなくなってきているのが事実でございます。

したがって、現在は中期計画のもとで、それぞれの地域で何が問題なのかとか、ミニ本所みたいな形で支所をどうやって運営するか、評価をどう受けるのかということについては、本所が持っているものと同じように、研究評議会を支所単位に持っているところです。

それから、それぞれの支所でどれだけの運営をしてどれだけの効果があったかというデータベースを作るために、運営管理評価のための体制を準備しています。支所の運営改善についてどういう視点で評価ができるのかについては、ちょっと長期的に見ないといけないのかもしれないかもしれませんが、発信が悪いとか、それぞれの地域で改善をするべきだなど、いろいろな言葉をいただいているんですが、やや動きは鈍いかなとは思っています。

○鈴木森林総合研究所理事長 今の計画の中では、そういうくくりがありません。したがって、支所等の存在意義が明確にプロジェクトに結びついていなければ、不要な支所だということになります。つまり、それがゼロベース見直しの厳しいところだし、今、計画自体はそうなっていますので、積極的にそれが明示できなければ、存在意義を主張するのは非常に厳しいというふうに指摘されております。

○太田分科会長 支所のその辺まではまだうまく対応できていないのかなというふうに読めるような気もしますが。

○石塚森林総合研究所理事 ご指摘の件につきましては、平成18年度から中期計画等を切りかえております。先程のアウ a の分野では、林業の活性化はどのようにするのかということを説明させていただきました。特にこの分野では運営費交付金で実施するプロジェクトをたくさん設けました。林業の活性化ですとか、地域の問題も、結局林業のところに集約されるので、一つずつ支所がそれぞれ何をやるべきなのか、研究ニーズを拾ってきて、必要であれば交付金を投入するというような格好ができていますので、実は数が多くなっております。北海道は北海道を中心に、九州なら九州を中心にしたプロジェクトを交付金で立てておりますので、それを表に出して説明して、今期成果が出てくれば、地域の問題として上がってくると期待

しております。

○岡田委員 総研は実力があって私は尊敬しているんですけども、一番危惧されるところは今の問題かなと思っていますので、守る論理にしろ、強める論理というか、必要があるからこそということをきちっとやはり理解をいただくためには明確なものがほしいですね。

○石塚森林総合研究所理事 セグメントの明確な切り方はどうもならないですけども、かなり注意をして、そういう研究投資はしております。

○太田分科会長 ありがとうございます。ほかに何か。どうぞ。

○内山委員 少し教えていただきたいんですけども、資料2-1の行政機関等との連携というところ、58ページから59ページになると思うんですけども、例の京都議定書の森林吸収量のCO<sub>2</sub>の吸収の算定・報告の日本の算定方法が世界で公的に認められたという表現で、これは正確にいうと、日本の算定方法も世界で公的に認められたということですか。算定方法がグローバルスタンダードになったということですか。

○鈴木森林総合研究所理事長 アメリカの算定方法と日本の算定方法は違います。それは、森林が違うからということで、何だその程度かと言われるかもしれないけれども、いろいろな係数を異にして日本の算定方法を作り上げて、それがオーソライズされたということです。

○内山委員 日本の算定方法が森林資源がCO<sub>2</sub>吸収するよということを主張している国については、すべて適用されるという意味ですか。

○石塚森林総合研究所理事 58ページの真ん中あたりにその部分の説明があります。下側の2行目のに、平成19年1月にはIPCC-LULUCFのメンバーが審査をしたと書いてありますけれども、このメンバーが作り上げたのがグッドプラクティカルガイダンスといいますが、それが標準でございます。森林の吸収量を測るためには、こういう方法で測りなさいという標準がそこでできたわけです。それは、いろいろな森林だけではなくて、すべての分野にあります。ですから、工場から出てくるとか、石油を燃やすとか、それらのすべての方法の中で森林もその一つとして、定義をどうやって決めるかという基本があります。

その中で、日本は特に森林のフォレストマネジメント、いわゆる森林を管理していけば吸収源として使えることとなっております。それがないと森林はとでも3.8%は確保できない。その部分に集中して特化した方法で、世界で初めて、グッドプラクティカルガイダンスに合っていると認めていただいたところです。

○内山委員 そうすると、グッドプラクティカルガイダンスに合致する森林に関する考え方や、吸収量に関する考え方というのは、外国もそれぞれ持っているわけですか。

○石塚森林総合研究所理事 その方法をスタートしたのは日本が最初なんですが、今、一番難しいやり方を日本がとっています。ほかの国々はそれよりも幾つか易しいレベルから、途上国に近いところは、いろいろな正確な方法がとれませんので、いろいろな方法のレベルで決めればよいとなっています。決めなければ、その吸収量は算定しないというやり方になっており、森林が二酸化炭素を吸収する能力があるんだという証明には、よほど確かな方法をとらないと、吸収と認めないというルールになっています。かなり厳しいルールを日本側はこれでやれると想定をして、準備を3年、4年かけまして、つくったものです。

○内山委員 そうすると、今後は幾つかそういった考え方が出てくる可能性はあるんですね。

○石塚森林総合研究所理事 あります。

○内山委員 すべて日本基準に従いなさいということではないんですね。

○石塚森林総合研究所理事 それは違います。

○鈴木森林総合研究所理事長 環境が違えば違うやり方、例えばアメリカ式のものは、草原的なものを適用したものですから、日本の場合、アレンジしたものはジャパンとなっているんですが、それぞれの地域で変形はできるはずですが。

○内山委員 そういうことが我が国にとってどういうメリットがあるか。日本の実態に合っているということなのか。

○鈴木森林総合研究所理事長 日本の温暖化防止に対するアプローチを明確にしていく、あるいは数値化を明確にしていくことは非常に迫力のあることだと思います。

○太田分科会長 それは認めなければ、ルールとして全部認められないから、それは一体になってやるべき仕事ですね。

○鈴木森林総合研究所理事長 できるできない、そういう話がそれから出てくるということになります。

○石塚森林総合研究所理事 我々の視点から言うと、ステップとしては非常にめざましいものがありました。我々の研究の成果で良かったというのは、国家森林資源データベースを作ったことです。全国の森林を、縮尺からいいますと1万分の1ぐらい林分単位で画像で全部確認して、それは森林簿まで全部つながっていますので、これを管理できれば、日本全国の森林管理計画というものの基礎が出来上がって、あとは5年ごとに写真をとってデータベースに入れていけばいいことになります。それから、森林簿もデータを入れていけば、多様性だとか、いろいろな状況を含めた上での管理が今後できていけると、研究者の夢は非常に膨らんでいます。今までのように、単に森林簿だけではなくて、科学的な検証を含めてで

きるやり方がやっとでき上がりましたので、我々からいうと、林野庁にこのデータベースを頑張って維持してほしいお願いをしているところです。

○内山委員 そうすると、将来的にはカナダはカナダでそういった吸収量測定に関する別の方式を出してくる可能性はあるんですね。

○石塚森林総合研究所理事 そうです。基本的には、新規造林だとか、森林を伐採したとか、その部分しか基本的には認めてくれません。ただ、かなり細かいデータを取らないといけないので、ロシアとかカナダとか、森林をたくさん持っているところは、日本のようなやり方をやろうと思っても実は全然できなくて、ヨーロッパの国々ができるぐらいだろうと私どもは踏んでいます。

○内山委員 細かいデータを取り過ぎて、かえって日本に不利になるということはないんですか。

○石塚森林総合研究所理事 私どもが心配しているのは、余り厳し過ぎないということです。バイオマスで利用できるからといって、みんなポンポン切っていけばどうということになるのかは、衛星データで全部わかる世界となっています。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

まだございますか。○井出委員 先ほどご説明を承ったんですけれども、基礎研究と応用研究に分けて、なかなか切り分けるのは難しいと思うんですが、読んでいて基礎なのか、応用なのかわからない部分がありまして、やはり何をもって基礎というのか、森林総研としてきっちり切り分けて説明をしていただきたいと思います。もちろんグリーゾーンがあるのは承知しておりますので、グリーゾーンはグリーゾーンであるとはっきり言っていただかないとなかなか難しい、評価する方としてはなかなか難しいところがありました。

それから、先ほど古田先生のご質問にもありましたけれども、それぞれの研究員が基礎研究としてアウトプットをしっかりと認識した研究になっているのかどうか。だから、当然基礎研究だったら出てくる雑誌も違いますし、レベルも違うと思うんですね。ですから、そういうところも評価のところに加えていただきたいと思いますというふうに思います。

○太田分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、ここで森林総合研究所に対する質疑はここまでとしたいと思います。

少し長くなりましたので、ここで休憩をしたいと思います。余り時間はございませんけれども、5分ほど休憩したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

午後 3時58分 休憩

○太田分科会長 それでは、再開したいと思います。

次は緑資源機構からご説明をお願いいたします。

○前田緑資源機構理事長 緑資源機構の理事長の前田でございます。

平成18年度の業務実績等につきましてご報告申し上げたいと思います。

平成18年度、当機構、独立行政法人化いたしましてから4年目ということで、中期計画、中期目標期間のうちの期限まであと1年という状況にございまして、役職員一同一丸となりまして、中期計画の目標、これに向けまして事業を実施いたしてまいりました。

当機構の、水源林造成事業、幹線林道事業、特定中山間地整備事業、農用地総合整備事業、海外農業開発事業、5つの事業それぞれに対しまして、年度計画の目標数値達成に向けて取り組んでまいりました。そういう意味では、これまでの実績から考えまして、中期計画の目標の達成は可能というふうに考えておりました。

しかしながら、ご案内のように、平成18年10月、当機構の林道の調査測量業務、これにおきまして入札談合事件が発生いたしました。このため、平成18年度の評価につきましては、執行体制の整備、それから、業務の効率的処理、それから、人事に関する計画等におきまして、関連しております項目の自己評価をd評定ということにいたしております。

平成18年度の業務につきましては、業務運営の効率化、あるいは業務の質の向上、また財務内容の健全化等、大きな課題といたしておりましたけれども、これらの課題に対しまして、経費の削減、執行体制の整備、また事業の重点化及び計画的な実施、それから、実施手法の高度化、事業実施コストの縮減、負担金等の徴収業務の改善といった点で努力してまいった次第でございます。こうした活動によりまして、計画どおり一般管理費、また事業費の削減をいたしました。

個別の事業の活動成果につきまして簡単に申し上げますと、水源林造成事業につきましては重要性の高い流域への植林、また多様な森林の造成、間伐材の有効利用といったことを図ってまいったわけでありまして。

また、幹線林道、特定中山間保全整備、及び農用地総合整備の事業、これらにつきましても、効果の早期発現、環境の保全や地域資源の活用への配慮、あるいは新技術、新工法の採用、こういったものが進みまして、海外事業におきましては、砂漠化等の地球規模での環境問題の取り組み、こういったものが成果を普及してきているところでございます。

また、情報公開の点につきましては、ホームページの充実化、こういったことを図りまし

て、あるいはまた、森林教室の開催を通じまして、機構事業のPR、にも努めてまいりました。

以上のような活動を進めてまいりましたが、各項目の具体的な自己評価、こちらにつきましては総務担当理事の方からご説明申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。  
○山本緑資源機構理事 それでは、主に資料3-1、評価単位自己評価シートに沿いましてご説明を申し上げたいと思います。

なお、若干繰り返しにはなりますが、ただいま理事長から申し上げました当機構に関する談合問題について、先生方のご指摘もございましたので、若干のご説明をしたいと思います。

談合問題につきましては、昨年10月31日に公正取引委員会の立ち入り調査を受けた後、本年4月に至りまして、公正取引委員会の犯則審査部、さらに東京地方検察庁特捜部の強制調査を受けまして、5月24日に役職員2名が逮捕され、6月13日には逮捕された者が起訴されるに至りました。

入札談合という犯罪行為はあってはならない行為でございまして、このような事件を惹起し、さらに役職員が起訴されるということにつきましては、私ども、国民の信頼を大きく損ねるものであり、深くお詫びをするものでございます。

先生方からもその原因究明等をしっかり行うべきではないかというようなご指摘も受けているところでございますが、私どもといたしましては、公正取引委員会及び東京地方検察庁の調査や捜査が行われている段階で、私ども機構といたしまして独自の調査を行うことにつきましては、これらの捜査の妨害になる可能性があることから、むしろそれを行わず、この調査や捜査に全面的に協力することとした次第でございます。

しかしながら、ただいま申し上げましたように、独自の調査を行っていない段階ではございますが、私どもとしまして、本件を見た場合に、この入札における指名競争入札という制度がやはりこの談合行為を惹起することとなる内在的な問題であるということ、また、職員におけるコンプライアンス意識というものが欠如していたということは、これは明らかに認められることでございますので、私ども、本年1月に外部有識者を入れました入札制度等改革委員会を発足させまして、3月にその結論を得まして、この平成19年度、本年度からはすべての入札につきまして一般競争入札を行うこととした次第でございます。このように、一般競争入札ということにした結果、制度的にも談合行為というものが行われづらくなるのではないかとございまして。

また、起訴されました職員の公判につきましては、9月から行われるというふうに私ども

聞いておりますが、この公判に支障を与えない面で内部調査を開始することとしておりまして、その結果を得て必要な措置を講ずることとしてまいり所存でございます。

今後とも、先生方のご理解、ご指導を賜るようお願い申し上げます。

それでは、自己評価シートに従いまして、個別にご説明を申し上げたいと思います。3-1の資料をお開きいただきたいと思います。

目次でございますが、私ども、それぞれこの評価につきましては評価単位ということで、この評価単位ごとに評価はするわけでございますが、さらに具体的に、ここには載っておりませんが、評価単位のもとに具体的手法というさらに細かな項目を設けまして、それぞれの項目についてそれぞれ評価をいたしました結果、この評価単位ごとの結果を行うということでございます。

第1に、1ページでございますが、業務運営の効率化による経費の抑制ということでございます。

これにつきましては、2ページの3の実施結果でございますように、平成18年度の一般管理費につきましては、結果的に申し上げまして、削減目標11.9%に対して12.9%に相当する12億5,400万円の削減を行ったところでございます。

また、平成18年度の人件費につきましては、計画的な要員の削減等により、基準年度の平成17年度に対しまして2.9%の削減でございます。

このような結果、ラスパイレス指数でございますが、平成17年度の実績119.7から2ポイント低くなった117.7になったところでございます。

また、(3)でございますが、平成18年度の事業費につきましては、当初の計画が台風等防災緊急対策事業による補正予算が付きまして関係で、16.9%の削減計画が4.8%の削減になったわけでございますが、結果といたしまして4.9%の削減の結果になったわけでございます。

このようなことで、私どもの自己評価としてはaということでしてございます。

次に、5ページでございますが、執行体制の整備というところでございます。

同じく5ページの3のところをご覧ください。

平成18年度の組織につきましては、それぞれ機構事業を効率的かつ円滑的に執行するため、必要な組織にしておりまして、平成17年度末をもちまして、農用地総合整備事業が完了いたしました九州の直入庄内建設事業所につきましては、平成18年4月1日付をもって廃止いたしましたとともに、その道路事業が完成した九州整備局につきましては、課を2つ減らしました。

このように、それぞれ事業の進捗に伴いまして、組織につきまして縮小化しているつもりでございます。

しかしながら、先ほど理事長の説明にもございましたが、7ページの上の方の параグラフの最後でございますが、この評価におきましては、それぞれ目的を達成しているところでございますが、平成18年度は入札談合事件が発生したことからd評価ということでございます。

8ページ、業務の効率的処理でございます。

9ページの3、実施結果をご覧ください。

平成18年度につきましては、平成17年度に策定いたしました会計処理システムの再構築に必要な基本設計に基づきまして、会計処理システムの整備を行うとともに、この平成19年1月から3月にそれぞれ経理担当職員を対象に2回の説明会を行いまして、平成19年度からの実行の円滑化を図ったところでございます。

10ページの(2)でございますが、それぞれ私ども、必要なものにつきましては外部委託を積極的にやるということとしておりまして、10ページの(2)にございますように、毎年行われております「森林の市」の出展にかかる部分につきまして、外部の業者に委託すること、また新規採用職員の研修につきましても、それぞれ専門のところに一部を委託してございます。

さらに、本部の公用車の運転業務についても委託をしているところでございます。

それから、11ページの(4)でございますが、アにございますように、私ども、会計事務担当職員を対象として、簿記3級程度の知識を習得させるための研修を行っておりまして、本年度もその研修を行っておりまして、その結果、計画の簿記3級以上の取得者は計画の50%に対して62%に達している次第でございます。

しかしながら、13ページでございますが、評価におきましては、先ほどございましたように、この経理システムの点につきまして、やはり入札談合事件が発生したことから、d評価としておるところでございます。

15ページをお開きください。

事業ごとの評価に移りたいと思います。

まず、水源林造成事業でございまして、15ページは事業の重点化の実施でございまして、3の実施結果にございまして、私ども、この水源林造成事業につきましては、ダム、水道施設の上流など、特に水源間かん養機能の強化を緊急に図る必要のある流域内での植栽を優先させる取り組みを随時行っておりまして、平成18年度の植栽面積約4,200ヘクタールのうち、

重要な流域やダム、水道施設の上流に実際植栽した面積は3,800ヘクタール、約90%、90.3%でございますが、これは年度計画の87%に対して達成率は104となっている次第でございます。

18ページをお開きください。

この水源林造成事業の実施方法の高度化のためのそれぞれの措置でございまして、具体的な結果につきましては、22ページの3の実施結果のところに書いてございますが、アにございます多様な森林整備の着実な推進ということで、それぞれ造林地所有者及び造林者は、収益性の観点から針葉樹の植栽を希望する傾向にはあるわけでございますが、他方、私どもとしましては、やはりその森林の有する多面的機能の増進等を図るためには、やはり針広混交林等の多様な森林を造成することが必要であると考えておりますので、モザイク施業の普及・啓発、施業のあり方に関する指導等の徹底を行ってございまして、その結果、先ほど申し上げました新たに4,200ヘクタールの植栽を行ったところでございまして、全体の水源林造成面積に占める割合は、計画の7%に対して7.1%になった次第でございます。

なお、この森林の造成面積につきましては、22ページにそれぞれ各整備局ごとの表がございまして、この面積につきましては、平成14年度以前の植栽面積もカウントされております関係で、多少出入りがございます。できるだけアップさせていきたいと考えております。

それから、23ページのウでございまして、木材利用の推進に配慮した事業の実施ということでございまして、私ども、作業道等の整備により、間伐木の搬出条件を向上させつつ、作業道等の整備が図られる箇所等におきましては、利用間伐を積極的に行っております。

その利用間伐の結果といたしましては、平成18年度は間伐総面積5,168ヘクタールのうち、22.8%、これは目標値が20%でございますので、その達成率は118%でございますが、22.8%になっている次第でございます。

また、23ページの一番下からでございますが、いわゆる丸太組工法の推進につきましても、全体の64%を目標値として設定して取り組んでいるところでございますが、24ページの上の方、5段目にございますように、延長は13万7,000メートルとなりまして、設置割合は80.2%。これは、計画目標に対して125%の達成率になっている次第でございます。

また、この高度化の実施に伴いまして、造林技術の高度化、さらに対外発表等が必要になってくるわけでございますが、具体的には、24ページのエ、それから、25ページのオのところにそれぞれ書いてございます。

また、26ページのカでございまして、水源林造成事業における公益的機能の調査というこ

とで、平成17年度に引き続きモデル林内での水文データ及び観測データの収集等を行っているところでございます。

31ページをお開きください。

水源林造成事業の事業実施コストの削減でございます。

事業を実施するに当たりまして、3の実施結果でございますが、平成18年度では、平成14年度比で目標の13%に対して13.8%のコスト削減を行いまして、新技術の活用、植栽本数の削減等を行ったコスト削減策を達成しているところでございます。

34ページをお開きください。

緑資源幹線林道事業についてご説明申し上げます。

緑資源幹線林道の事業の重点化でございます。

35ページの実施結果のところをご覧ください。

実施結果につきましては、事業効果の早期発現ということで、2区間を完成しております。菊池・人吉線の大津区間3.7キロメートル、宇目・須木線、日之影・南郷区間につきまして、この平成18年度に完成いたしました。この結果、中期目標期間中に完成させる区間数10区間のうち、残る1区間となっております。これは平成19年度中に完成をするよう計画しているところでございます。

38ページ、事業の実施手法の高度化のための措置ございまして、41ページの3、実施結果をお開きください。

事業実施結果におきましては、環境の保全に配慮した事業の実施ということで、小田・池川線におきまして自主的な環境調査を行っておるとともに、それぞれ広島地方建設部及び高知地方建設部の管内におきましてモデル工法を採用いたしまして、それぞれ環境に配慮した事業の実施を行っているところでございます。

また、42ページの真ん中の（ウ）でございますが、法面工事におきましては、すべての法面に緑化工を採用いたしまして、自然と調和する法面としている次第でございます。

また、42ページの下のエでございますが、切取法面に施工する丸太法面伏せ工につきましては、この積極的採用に取り組んでおりまして、43ページの上でございますが、木材の使用量は平成14年度に対しまして1.97倍、目標値は1.9倍でございますが、1.97倍を達成したところでございます。

44ページのウでございますが、期中評価の反映ということについてございまして、平成18年度におきましては6路線11区間について期中評価を行っておりまして、その中で所要の

計画変更を実施しているところでございます。

また、エにございますように、資源の活用に配慮した事業の実施ということで、再生アスファルトの使用、また、45ページは舗装用再生骨材の利用につきまして、目標を相当オーバーした達成率としてございます。

また、46ページのカでございますが、林道技術の高度化ということで、土木技術に関する林道技術現地研修会を2回実施しておりますし、また、47ページのキにございますように、それぞれ対外発表の機会を通じまして、この新しい技術につきまして発表して、啓蒙・普及を図っているところでございます。

53ページでございますが、事業実施コストの縮減でございます。

53ページの3の実施結果にございますように、コスト縮減につきましては、平成14年度比で12.5%のコスト縮減を行っているところでございまして、構造規程の見直し、積算方法等の見直し等を行った結果、このような結果となっております。

急いで恐縮でございますが、56ページから特定中山間保全整備事業につきましてご説明申し上げます。

計画的で的確な事業の実施ということでございまして、57ページの3の実施結果をご覧ください。

現在、実際の工事を行っているのは、九州の阿蘇小国郷区域でございますが、平成18年度の進捗率につきましては、森林整備が計画88%に対しまして実績89%、農用地整備が計画90%に対して実績94%、農業用排水施設が計画100%に対して実績95%となっております。

なお、この農業用排水施設整備につきまして、計画と実績に5%の乖離があるわけでございますが、この差は一部区間におきまして現地での精査及び事業参加者から現況の用排水施設の活用で対応したいという地元の要望に沿ったものでございます。

58ページの上のイをご覧ください。

島根県にございます邑智西部区域におきましては、平成18年度で全体実施設計を終了して、平成19年度から工事に着手することになっておるわけでございますが、この効率的・効果的な整備手法についての外部評価を踏まえるとともに、事業効果が早期に発揮されるよう、事業計画におきまして限度工期内でございます工期を7年ということに設定した次第でございます。

60ページをご覧ください。

事業の実施手法の高度化のための措置でございます。

62ページの3の実施結果に詳しく書いてございますが、事業の実施におきましては、環境の保全及び地域資源の活用に配慮した事業の実施ということで、環境調査、保全対策、それから、小動物への配慮、希少植物の移植等々を行い、環境への調和をとっているところでございます。

また、63ページの上の括弧にございますように、木材の利活用策といたしまして、農林業用道路の路肩及び法面の侵食防止や、法面保護のための防草対策といたしまして木材利用を行った結果、目標の1.8倍を上回る1.9倍、対平成14年度比でございますが、1.9倍となったところでございます。

また、新しい技術、新しい工法につきましてもそれぞれ導入しているところでございます。67ページをお開きください。

事業実施コストの縮減でございまして、3にございますように、事業実施に当たってコスト削減を行うため、計画設計の見直し、資源循環の促進等に取り組んだ結果、14年度比で12%の計画に対し、13.4%のコスト削減を達成したところでございます。

69ページをお開きください。

農用地総合整備事業でございます。

計画的で的確な事業の実施とございまして、69ページの下の3の実施結果にございますように、残る1地区、大阪府の泉州東部でございますが、面整備で91%、農業用道路で86%となっておりまして、中期目標期間中の完了を予定しているところでございます。

72ページ、お開きください。

事業の実施手法の高度化のための措置でございまして、具体的には、74ページの実施結果の3でございまして、各区域において、「環境に係る情報協議会」というものを行いながら、その意見を参考にいたしまして、環境調査や動植物に対する保全対策、周辺環境保全のための土砂流出防止対策等を行っているところでございます。

また、平成18年度の木材使用量は、目標の1.4倍を大きく上回る2.6倍となったところでございます。

また、ここにおいても、再生材のプラント、それから、再生材の骨材等の利用を行いまし、その状況は76ページの表にあるとおりでございます。

また、77ページのイにございますように、コスト縮減や環境配慮に効果のある新技術・新工法に関する情報収集を行っておりまして、実際の施工でも2件、高密度耐圧ポリエチレンリブ管による横断暗渠工、根株等の再資源化処理工法を11工事で採用したところでござい

す。

81ページをお開きください。

事業実施コストの縮減でございます。

実施結果でございますが、計画・設計等の見直し等によりまして、計画の12%に対して12.5%の総合的なコスト縮減を達成しているところでございます。

84ページをお開きください。

海外農業開発事業でございますが、事業の重点化の実施でございますが、85ページの実施結果でございますように、それぞれ世界各国にまたがりまして、今まで蓄積いたしましたノウハウに基づきまして、砂漠化、土壌浸食等、地球規模の環境問題に取り組む事業を行っておりまして、パラグアイ国、またアフガン国、スリランカ、東ティモール等におきまして事業実施しているところでございます。

88ページをお開きください。

事業の実施手法の高度化のための措置でございますが、具体的には、89ページの3の実施結果でございますように、この事業につきましても、事後評価の実施を行っております。今年度につきましても、中国及びブルキナファソで行われた2件につきまして事後評価を行っております。

また、相手国実施機関に対してアンケート調査、6カ国でございますが、アンケート調査を実施しておりまして、それぞれ私どもの行った結果のフォローを行っているところでございます。

92ページをお開きください。

情報提供の充実ということでございまして、92ページの下に、実施結果でございますように、ホームページのアクセスは最終年度の目標にしておりました、93ページの上でございますが、10万件を大幅に上回る24万件に達しております。

また、外部からの要請を受けまして、「森林教室」を開催いたしまして、森林の持つ公益的機能や機構事業の内容を説明しているところでございます。

また、93ページの下(2)でございますが、環境報告書を作成、発行しております。

また、94ページの真ん中あたりでございますが、私どもISOの認定を受けておりまして、平成18年12月にはその更新の審査を受けているところでございます。

97ページをお開きください。

予算の収支でございますが、平成13年の特殊法人合理化計画に基づきまして、出資金方式

から補助金方式に切りかえることとしておりまして、平成18年度におきましては、実施結果にございますように、補助金率が36.6%から37.3%に向上したところでございます。

また、99ページですが、収支相償を図るための取り組みでございまして、実施結果にございますように、立木の損失補償金を免除してきたところを有償化するための措置を講じておりまして、有償解約の件数が昨年度、平成17年度の76%に対して91%に向上したところでございます。

また、100ページでございますが、平成18年度より導入された減損会計につきましては、平成18年度につきましては判定を行ったところ、減損の兆候はないという判断をいただいたところでございます。

また、101ページの林道等関係におきます負担金の徴収を確実に実施するための取り組みでございまして、林道整備経理におきましては、それぞれ負担金、102ページでございまして、平成18年度徴収にかかる負担金の全額を徴収したところでございます。

103ページでございまして、林道等勘定の収支相償を図るための取り組みでございまして、平成18年度から金利を0.1%上乘せして、事業実施分の負担金の徴収を行ってきているところでございまして、平成18年度においては0.1%の上乗せを行っていているところでございまして、その収入額の増加を実現することができたわけでございます。

105ページは、重要な財産の譲渡でございまして、老朽化した宿舎等を処分したところでございます。

106ページは、造林勘定の剰余金、それから、107ページは林道等の剰余金でございまして、積立金として整理しております。

108ページの人事に関する計画でございまして、3の実施結果にございますように、執行体制に則した職員の適切な配置、また、先ほど申し上げましたような事業の進展状況を踏まえた職員の適切な配置、また、人的資源の有効な活用を図ったところでございまして、109ページの年度末の常勤数735の予定に対しまして728名となったところでございます。

しかしながら、110ページ、最後でございまして、この人事における計画におきましても、先ほど申し上げましたような入札談合事件が発生したことから、トータルの自己評価としてはd評価になっているところでございます。

大変急いで恐縮でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○太田分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまご説明をいただきました緑資源機構の自己評価結果について、どなたからでも結

構ですので、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○戸澤専門委員 コスト縮減、水源林の造成にしても、みんなそうなんです、コスト縮減と環境対策をやればプラスになると思うんですね。一般的に、3面張りでいいやつをいろいろな工夫をします。それとコスト縮減というのは相反するような気がするんですね。それを、その中で大幅にクリアしているというのはちょっと不思議という失礼なだけども、どうかという。そのために、再生材利用とか、そういうことでクリアしているのは十分わかるんですが、工法の変更なんかは無理がないのかなということに危惧を抱いています。それが安全性といいますか、道路でも、林業だけにしか使わないと限定したものであれば、それは利用する人がそれを理解して使用すればいいんですが、そうでない場合は、やはり安全というものがやはり頭にあるから、道路も勾配を変えちゃうとか、それは限界勾配ということはあるんですが、やはりそういう面はコスト縮減に当たって十分検討していただきたいなと。コスト縮減全体に対してそういう感じを持ちました。

○太田分科会長 いかがでしょうか。

○山本緑資源機構理事 ご指摘の点は、大変重要な点だと思います。私ども、詳しくご説明は申し上げませんでしたけれども、コスト縮減に当たりましては、やはり無理のないと申しますか、そういうふうなことで、例えば水源林の造成でございますと、基準の見直しによって例えば縮減できるようなところについては縮減をするというような形で、何が何でもコストを削減するんだというような形にはなっていない。逆にまた申し上げますと、民間のような意味でのドラスティックな削減というのもある意味でできづらい面があるかもしれないということがございますので、ご指摘の点につきましては、重々気をつけていかなければならないということは私どもも考えているところでございます。

○戸澤専門委員 特に長い期間やる事業ですから、最初のところと最後のところで出口と入り口で、理由はともあれ、あまり変わったんじゃ、当初の目標が危うくなっちゃいけないというふうに思いますので、その辺はこれからあと完成まである工事もございますから、その辺は十分配慮していただきたいなと思います。

○太田分科会長 ありがとうございます。

きちっとそれぞれ書き分けないといけないということなんじゃないかな。

ほかにございますでしょうか。何でも結構でございますので。何かございますか。

○早坂委員 モザイク施業という言葉があつて、前にも見てはきたんですけども、いまちょっと理解ができないところがあるので、もう一回こういう効果があるんだということがあ

りましたら教えていただきたいんですけれども。

○緑資源機構（安藤） 従来、スギならスギを一斉に全面積に植えていたわけですが、有用広葉樹等、一部生えているところ、これから生える可能性が十分あるということについては、スギあるいは針葉樹を植えずに、生えてくるものを生かしながら山をつくっていかうという施業でございます。スギですと、同じ時期にすべてのものを入れて、根の深さもすべて一緒になるわけですが、年齢の違う広葉樹等、根の根系の構成も違いますので、同じ根系のものに対して、部分部分に違う根のところも入りますので、それが森林の水源涵養が広がるわけです。そういうものを混ぜた方が効果があるのではないかとすることを基本にしてやっているということです。

特に、尾根沿いとか沢沿い等は、どうしても尾根だと風の害でスギが育ちにくい、そういうところでは積極的に取り入れるとか、やはり沢沿いもどうしても水が出たりしたときに抜けやすくなったりしますので、そういうところは特にそういうものをという形になります。

○早坂委員 場所を分けてきちっと、その地形に合わせてやられているということですね。

○緑資源機構（安藤） 地形と、残っているところ、その両面でやっているということです。

○早坂委員 わかりました。ありがとうございます。

○太田分科会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○田村専門委員 特定中山間保全整備事業の中で、分収育林もできることになっているんですけれども、これに対する実績がちょっと少ないんじゃないかと思うんですけれども、その辺をちょっとご説明いただけますか。

○緑資源機構（杉山） 今、実際に特定中山間で実施しておりますのは阿蘇小国郷の1つだけなんですけれども、その中で、いろいろな事業を組み合わせるということで、現在、阿蘇小国郷では、今、少ないかもしれませんが、実際希望される方がそのくらいはいなかったということで、確か30haぐらいだったと思うんですけれども、そういう形になっているということで、区域によっては、例えば南富良野とか、そういうところではまた希望があるところは多いと。そういう形になっておまして、基本的には、こちらで、必要などころは全部こちら側の都合だけでやるということではなくて、基本的に地域の皆さんの希望によって事業というのが構成されるということでございます。

○田村専門委員 森林所有者の人たちは、分収育林は余り希望されないということですか。

○緑資源機構（杉山）　されないということよりも、結局、今まで全部自分の所有林として、民有林ですから、全部管理してきたわけですから、それを機構に全部預ける話になるものから、それがどうかという判断だと思います。

○緑資源機構（安藤）　このまま山を置いておけば、主伐したときの収入はすべて自分のところに入ることなんですけれども、分収育林の契約を結びますと、機構側が当然手は入れるわけなんですけれども、主伐時の収益が分収になるということもあって、森林の所有形態というのは非常に、個人の方は小規模で持っていて、しかも複数が共有されたりとか、複雑ですので、なかなかそういう面で話がまとまるどころが少なかったということだと思います。

○緑資源機構（杉山）　あともう一つ、保安林に指定しますので、そういう、要するに自分の今後の使用予定とか、そういったものが制限されるわけです。そういうのもあって、たまたま第1号をつくられたのでPRもあったかもしれませんが、そういう問題もあったかもしれませんが、たまたまそういう数字になったということでございます。

○太田分科会長　長い歴史的な経過もある、その現在の状況と関連して、なかなか所有者もいろいろ判断が難しいんでしょうね。

ほかにいかがでございますか。

○川上専門委員　林道事業についてなんですけれども、規格なんですけど本当に必要な規格にすべきであると思うんですけれども、やはり、一部区間のとりやめとか縮小とかというのは、その供用後の林道の機能とか、地元の方とか、そういうものに影響してこないんですか。何か、補足資料、補足説明資料の方にもあったんですけれども、何か今ひとつ理解したような、理解しないような感じですので、少し説明をしていただければと思うんですけれども。

○山本緑資源機構理事　期中評価のことでございますか。

○川上専門委員　緑資源幹線林道事業の関係で、事業の重点化の実施のところで、一部社会的な状況で区間をとりやめたり縮小しているというふうなことが補足説明の中にはあったと思うんですけれども、この問25の方で。そういうことというのは、効果的・効率的という面では必要なことだと思うんですけれども、事業がまず最初に必要である、この規格が必要であるということで始めたんだと思うんですけれども、これがそういうことがあっていいものか。何か、その後、地元に影響とか、そういうものというのはないのかどうか。

○太田分科会長　参考資料3-4の追加資料の中でもご説明いただいている項目だと思いますが、それについてもう少しお聞きしたいということだろうと思いますが、いかがでございますか。

○緑資源機構（安藤） 林道については、農林水産大臣が定める基本計画がございまして、それを受けまして、機構の理事長が林道の実施計画をつくっております。その実施計画をつくる際に、当然、地元の関係者、受益者の方、利害関係者の方からご意見も聞いて、都道府県知事と協議をして定めるということになります。その規格を、例えば延長を縮小するとか、幅員を縮小という場合には、当然地元と協議をしまして実施計画を作成しまして変更手続をとると。ですから、当然利害関係者から異議が出てくると実施計画は変更できませんので、それ以前に地元のご要望に応じて変更する場合がありますし、十分調整をした上で、早期につくりたいというような要望もある場合がありますし、要望を踏まえた上での変更という形になっています。

○太田分科会長 失礼しました。参考資料3-2の補足資料の中にあつたと思いますが、そのことだろうと思います。

よろしゅうございましょうか。ちょっとまだ説明不足のような気もいたしますけれども、よろしゅうございましょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

そうしましたら、よろしいですか。先ほどの補足説明資料、あるいは追加資料で、かなりの質問、あるいは項目に対していろいろ情報をいただいておりますので、今日の質問はこの程度ということだろうと思いますけれども、今後、ワーキングチームあるいは次のこの分科会等で議論をするということにさせていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、時間もちょっと超過しましたので、緑資源機構に対する質問、質疑はここまでといたします。

それでは、その他について、事務局からお願いいたします。

○古久保整備課長 林野庁整備課長でございますが、お手元に配付しています参考資料4-5というのをご覧いただきたいと思います。

前回の6月21日の分科会の後に、委員懇談会の形で緑資源機構問題に関する第三者委員会の様子についてご説明をさせていただきました。その後、2回にわたって会合が開かれてございます。その様子を簡単にご説明をさせていただきたいと思います。参考資料4-5でございます。

前回ご説明いたしましたのは、6月15日の第3回の会合において、さまざまな厳しい指摘が委員から行われて、それを踏まえた形での農林水産省としての基本姿勢を回答案として出

すようにというふうに指摘されておりますというお話をさせていただきました。

その後、6月26日の第4回会合におきまして、このお手元の資料の「論点・課題の整理について」を踏まえた農林水産省の包括的な基本姿勢、これを省の回答として提出をしております。当日は、それに関して議論がなされ、さらに第5回目、7月13日でございますが、もう一度議論がなされ、そして次回、7月26日に予定をしておりますが、その際にこれに対する委員会としての考え方というようなものを含めた中間とりまとめがなされる予定だというふうになっております。

6月26日に示しました包括的な基本姿勢、簡単にご紹介をさせていただきますが、「論点・課題の整理について」という宿題自体は緑資源機構、林野庁、それから受注法人、それぞれの組織、事業、人事のあり方ということで、包括的に長期にわたって談合再発が防止できるような取り組みとしてまとめると、こういうことございまして、このうち、時間がございませんので、緑資源機構の関係だけ簡単に申し述べますが、まず最初に、緑資源機構の組織につきましては、今回の事態を非常に重く見て、この組織を引き続き重要な施策を担う機関として位置づけて存続させることは難しいのではないかと。そして、その観点から、機構については19年度限りで廃止をするということでございます。これは、論点・課題の整理の中でも6月1日に大臣からもそういう方向で検討していくようにという指摘を踏まえて検討すると、こういうことございましたので、そのときに、事業については、その必要性を個別に検討し、その取り扱いを判断するということでございます。

そして、3ページと1ページとちょっと重複する記述があるわけでございますが、緑資源幹線林道につきましては、まさに長期にわたって悪質な官製談合が行われていた疑いが極めて濃い、そういう事業でございまして、これをこの事業は継続をせず廃止をする。

他方、談合と何らかかわりない受益者、本事業への期待に配慮するためにも、3ページの1の①を読んでおりますが、また、これらの投資が無駄にならないためにも、必要な区間においては、新しい仕組みに切りかえて事業を実施する道を残すということが必要と判断される。

このため、本事業については、実施主体を地方公共団体に移管した上で、区間ごとに必要性を検討しながら補助事業として実施することとするということでございます。

それから、水源林造成事業につきましては、引き続き不可欠な事業として継続するとして、そのために、他の法人への事業を継承するということでございます。

特定中山間保全整備事業につきましては、現在3区間まで実施に手をかけているわけでご

ございますが、この3区間の完了をもって事業を廃止するというところでございますので、3区間については最後まで。こういった森林と農用地の混在する地域の一体的整備という政策課題については、さらに、重要な課題であると思っておりますけれども、別途仕切り直しというふうなことでございます。

農用地総合整備事業につきましては、これはもともと残事業として行っておりますので、あと数年でございますから、これも事業終了まで行う。特定中山間、農用地総合整備、それぞれ他の法人に継承して実施をするということでございます。

海外農業開発事業、これについては必要な事業であると。相手国からの信頼も強いわけでございますが、これについても関連する他の法人へ事業を承継する。こういった形で、事業について、それぞれ必要な行き先に渡して継続する。それから、その際に、林道事業に関しては、独立行政法人の事業としては廃止。また、さらにこの事業を国が直轄するという発想もございませんので、地方の事業として移管するというところでございます。

それから、緑資源機構の人事の関係、5ページでございますけれども、受注先法人への再就職については引き続き自粛するように指導する。事業部門ごとに固定化されている人事の見直し、民間との人事交流の実施を行う、こういったことも指導するというところでございます。

それから、あと、受注法人、林野庁についてもそれぞれ書かれておりますが、10ページをご覧ください。

入札改革と監視の強化ということで、緑資源機構における取り組み、これは機構自体を廃止するわけでございますので、その事業を承継する先などにおいて、今年度についてはこのとおりでございますし、承継する事業については承継先で守られるべきものということで、入札方式の改善、監視の強化、コンプライアンスの徹底、こういったことに関して、特にこれまでのさまざまな事例を分析し、今回適用すべきものを整理してございます。

また、11ページでございますが、緑資源機構に対する監視の強化ということで、林野庁としても、これからその結果を分析するなり、また、普段からの緊張感を持った情報公開なりといったことをしっかり進めていかなきゃいかんというようなことになってございます。

先ほど申し上げましたように、次回、今週の木曜日でありますけれども、そこで大体取りまとまるかなというふうに思っております。

それから、第4回目から第5回目の間にパブリックコメントといたしますか、これに対する意見を一般の方から求めています。

最後のページなのですが、一つは、機構の事業に関して、重要なものはきちっと引継ぐべきだという話と、それから、林道事業について、地方の仕事として円滑に行くのかどうか、あまりに急なことでおかしいんじゃないかというような意見が数としては多くございます。

それからあとは、受注公益法人の関係で、普通の職員は悪くないので、受注法人の存続についても考えてほしいという話もございました。

あとは、水源林造成の承継先として、数年後に国有林野事業の一部が独立行政法人化をいたしますが、その際に、その独立行政法人に引き継ぐということが、中に書いてあるんですか、その点についてよく検討してもらいたいと、こういうことがございました。

簡単でございますが、以上、ご紹介させていただきます。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

こんなところで感想を言うてはいけないんですが、私個人的には、やはり事業としては非常に重要な事業があるということで、ちょっと残念ではあります。その重要な事業についての意義はぜひ社会にも認めていただかなきゃいけないと、こういう感じがしております。大変個人的な意見ですが、そういうふうに思っております。

それでは、事務局よろしくお願ひします。

○事務局 今後の日程についてご説明いたします。

参考資料4-1でございます。

既にご案内のとおり、ワーキングチームについては、それぞれの日程で記載のとおり開催させていただきたいと思ひます。また、次回分科会につきましても記載のとおりでございます。

そこで、誠に短期間のお願いで恐縮なんですけれども、本日を踏まえまして、それぞれワーキングチームが開催されることとなっております。ワーキングチームにおきまして、それぞれの評価結果案を取りまとめていただく都合、それぞれの法人の各項目に関する評定について、森林総研と林木育種センターにつきましては25日、緑資源機構については27日までに、それぞれのワーキングチームに所属していらっしゃる法人についてのみ提出いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、先般よりいろいろございましたが、ワーキングチームにつきましては、ワーキングチームに所属しない委員の方でもご出席可能な方については出席をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

事務局から説明がありましたように、次回はワーキングチームにおいて評価結果案を作成することになります。皆さんが所属するワーキングチームの独法についての追加質問、評定と評価結果に記載すべきコメントについて、林木育種センター及び森林総合研究所チームは7月25日までに、また、緑資源機構チームは7月27日までに事務局まで提出いただくこととなります。短期間ではありますが、何とぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、林木育種センターと森林総合研究所チームは井出委員、それから、緑資源機構チームは岡田委員にチームリーダーをお願いしておりますので、法人の評価案の取りまとめをよろしくお願いいたします。

議事は以上でございます。

本日配付されました資料のうち、参考資料につきましては委員限りとさせていただきます。

今回の議事録につきましては、まとめ次第事務局から各委員に送付し、ご了解を得た上で確定し、その後公開するというにいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

それでは、少し時間が超過してしまいましたけれども、第29回林野分科会は閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後 5時19分 閉会